

太陽光発電施設の設置等に関する条例の運用状況について

1 届出の状況

(1) 届出状況（令和5年6月30日時点）

条例の対象施設※ ¹	717件
うち届出済み施設※ ² (条例施行(令和4年10月1日)後の事業計画届出数)	607件 (39件)
提出率	85%

※1 令和5年5月31日時点における宮城県内の発電出力50kW以上のFIT・FIP認定件数(744件)のうち、いわゆる屋根置き施設として把握しているもの(118件)を除き、非FIT・FIPの太陽光発電施設(91件)を加えたもの。

※2 条例施行前に宮城県太陽光発電施設の設置等に関するガイドラインに基づく書類提出があったものを含む。

(2) 未届施設への対応

条例附則第5項の規定により、既存施設を管理する事業者は令和5年3月31日までに既存事業概要を知事に届け出なければならないとされていることから、届出の提出が確認できていない事業者に対し、令和4年10月27日及び令和5年6月12日付けで、条例の規定に基づく手続きを行うよう通知文書を送付した。今後も継続して条例の規定に基づく手続きを行うよう指導する。

(3) 設置規制区域※³への設置

- ・条例施行後、新規の設置許可申請はない。
- ・既存事業概要届出書の提出があった施設のうち、設置規制区域内に所在する施設が5件あったことから、これらについては、施設の安全性や維持管理の状況について把握し、必要に応じて事業者を指導する。

※3 設置規制区域：地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、砂防指定地

2 みやぎ太陽光発電施設実態調査及びデータベース作成等業務

(1) 背景・目的

- ・条例第15条及び第16条の規定により、県は、必要に応じ、太陽光発電施設の立入検査や、事業者への指導を行うことができる。
- ・このことから、効果的・効率的な立入検査や指導を行うための基礎を構築することを目的に、県内太陽光発電施設の設置状況等の実態を把握し、データベースを作成する業務を委託するもの。

参考 条例抜粋

(指導及び助言)

第15条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者及び設置許可申請者等に対し、指導及び助言を行うことができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第16条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、太陽光発電施設の設置の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、事業区域その他関係のある場所に立ち入り、太陽光発電施設その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(2) 業務委託の状況

イ 業務委託先

東北電力リニューアブルエナジー・サービス株式会社（令和5年5月31日付契約締結）

ロ 業務内容

- ・ 条例の対象となる発電施設の実態調査（土砂災害防止措置や施設の適切な維持管理状況等に関する現地確認等）
- ・ 施設の一覧表及び施設1件ごとの情報を記載した台帳（施設の位置情報や設置規制区域との位置関係等を含む）の作成

ハ 今後の予定

令和5年7月～12月 実態調査の実施

令和6年1月～3月 データベース作成